

令和4年 第1回松田町議会臨時会 会議録

令和4年4月7日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 館 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 8人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	—————
参事兼政策推進課長	鈴 木 英 幸	総 務 課 長	早 野 政 弘
税 務 課 長	—————	町 民 課 長	川 本 博 孝
福 祉 課 長	—————	子 育 て 健 康 課 長	—————
観 光 経 済 課 長	—————	参事兼まちづくり課長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	—————	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	石 井 友 子	書 記	鈴 木 美 紅
---------	---------	-----	---------

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 町長の行政報告

日程第 4 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 5 議案第 23 号 物品購入契約の締結について（令和 4 年度松田町立松田幼稚園園児送迎用バス購入）

## 6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。春風の心地よい季節になりましたが、新型コロナウイルスにつきましてはまだまだ予断のできない状況にあります。

さて、去る 4 月 4 日、松田町告示第 28 号により令和 4 年第 1 回松田町議会臨時会の招集がされました。本日は定刻までに御参集いただき、ここに臨時会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

この臨時会では、新型コロナウイルス感染予防のため、傍聴席は 10 席としており、マスクの着用、症状のある方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などお願いしています。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、円滑な議事進行また議事録作成のため、発言の際は内容が明確に伝わるようにマイクなどを活用して発言してください。また、閉鎖された議場に長時間いることは、感染リスクが高まりますので、町長の議案に対する説明などは今まで以上に的確かつ分かりやすく行い、議員各位におかれましても要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。休憩中は窓を開けるなどして換気を行ってください。また、職員が感染した場合の行政の停滞などの影響を考慮して、町長から委任された課長職の出席は、説明・答弁に支障がない範囲で必要な人員とします。

次に、ICT を活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持ち込み、議事に関連する事項での使用を試験的に許可します。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数 12 名中 12 名です。よって、地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（9 時 02 分）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。

3番 内田晃君、4番 平野由里子君の両名にお願いします。

議 長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

この臨時会を開催するに当たりまして、本日4月7日、午前8時30分より議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長 平野由里子君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和4年第1回松田町議会臨時会の招集に当たり、4月7日、午前8時30分より、役場4階大会議室におきまして、委員6名中全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は、本日4月7日の1日とさせていただきます。

次に、審議内容について申し上げます。日程第1会議録署名議員の指名についてから、日程第5議案第23号物品購入契約の締結について（令和4年度松田町立松田幼稚園園児送迎用バス購入）を行います。

審議をいただく議案は2件です。承認第2号専決処分の承認を求めることについて（松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行により、町条例の一部を改正する必要が生じたため、3月31日に専決処分したもので、地方自治法第179条第3項の規定により提案されたものです。質疑等を行い、即決でお願いいたします。

次に、議案第23号物品購入契約の締結について（令和4年度松田町立松田幼稚園園児送迎用バス購入）は、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案されたものです。質疑等を行い、即決でお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら、ほかの委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。

議 長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。この臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和4年第1回松田町議会臨時会の会期は本日4月7日の1日と決定いたしました。

議 長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町 長 皆様おはようございます。日増しに暖かくなってきました今日この頃でございますが、議員各位におかれましてはますますの御健勝のことと心からお喜びを申し上げます。

さて、去る4月4日に令和4年第1回松田町議会臨時会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたり大変御多用のところ、全員の御出席を賜り、ここに本臨時会が開催できますことを、まずもって御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、これまでの事業や行事につきましては、6月定例会において改めて御報告を申し上げさせていただきますので、御承知願います。

本日の臨時会の案件でございますが、承認第2号専決処分の承認案件としまして、松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行により、町条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めらるものでございます。

次に、議案第23号物品購入契約の締結について（令和4年度松田町立松田幼稚園園児送迎用バス購入におきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会に提案するものでございます。

以上、提案いたしました案件につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ副町長、教育長、教育課長により御説明申し上げますので、御審議の上、御決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

このたび4月1日付で人事異動を発令し、幹部職員に昇格がございましたので、御紹介をさせていただきます。ちょっと名前が長いんですけどもね。参事兼政策推進課長兼定住少子化担当室長に昇格いたしました鈴木英幸君でございます。

幹部をはじめ職員につきましては、この変革の時代に対応した町政運営に取り組み、コロナ禍への対応はもとより、町民が安心して生活ができる環境を整え、ふるさと松田への郷土愛を育むため、協働・連携協力を賜る体制強化を積極的に進めてまいります。議員各位におかれましては、引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます、私からの行政報告とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

議 長 町長の行政報告を終わります。

日程第4「承認第2号専決処分の承認を求めることについて（松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第2号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年4月7日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 専決処分の承認を求めることについての説明をさせていただきます。1ページおめくりください。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。こちらにつきましては、地方自治法の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、その改正内容が国民健康保険税の賦課限度額の引き上げであり、令和4年4月1日から適用されるものであったため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときとして専決処分させていただきましたので、その承認を求めるものでございます。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正内容につきましては、最後

にあります参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表を御覧ください。第2条第2項中、現行の下線部2か所ありますが、63万円を65万円に改め、第20条、現行の下線部2か所ありますが、63万円を65万円に、同じく2か所ありますが、19万円を20万円に改めるものでございます。

1枚お戻りください。松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の本文を御覧ください。中段、附則、第1項、施行期日。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第2項、適用区分。この条例による改正後の松田町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですので、質疑なしと認め、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。承認第2号専決処分の承認を求めることについて(松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5「議案第23号物品購入契約の締結について(令和4年度松田町立松田幼稚園園児送迎用バス購入)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第23号物品購入契約の締結について(令和4年度松田町立松田幼稚園園

児送迎用バス購入)。

令和4年度松田町立松田幼稚園園児送迎用バス購入について、次のとおり契約を締結するものとする。

- 1、契約の目的。令和4年度松田町立松田幼稚園園児送迎用バス購入。
- 2、契約の方法。指名競争入札による契約。
- 3、契約の金額。金766万7,000円。(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金69万7,000円)
- 4、契約の内容。松田町立松田幼稚園園児送迎用バス購入。
- 5、契約期間。自、町議会の議決を得た日。至、令和4年8月26日。
- 6、契約の相手方。足柄上郡松田町松田惣領2070番地、有限会社吉田自動車修理工場、代表取締役 仲村渠榮一。

令和4年4月7日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課 長 それでは、議案第23号物品購入契約の締結について(令和4年度松田町立松田幼稚園園児送迎用バス購入)について御説明申し上げます。

現在使用している園児送迎用バスにつきましては、平成8年7月に購入し、25年経過しております。近年では修繕する箇所もあり、修繕によっては部品の調達が難しくなっているものもございます。そうしたことから、幼稚園バスによる園児の安全・安心な送迎を維持するとともに、安全確保を図っていくため購入するものでございます。なお、現在使用のバスの車検が令和4年8月30日までであり、また、契約から納車まで約4か月かかるため、この時期に議案を上程させていただいたものでございます。

1枚おめくりください。参考資料1をごらんください。件名につきましては、物品購入契約でございます。

第1条、総則。(1)品名につきましては、令和4年度松田町立松田幼稚園

園児送迎用バス購入でございます。(2)数量につきましては1台。(3)契約金額につきましては、766万7,000円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額につきましては、69万7,000円でございます。(4)契約保証金につきましては、松田町契約規則第40条第2号の規定に基づき、免除でございます。(5)納期限につきましては、令和4年8月26日まででございます。(6)納入場所につきましては、松田町立松田幼稚園でございます。

第2条からは、物品購入契約書の標準の条文を記載しております。第2条、検収。受注者は、前条の規定により発注者の指定した場所に物品を納入した場合は、全て仕様書または注文書に基づき、検収員の検収を受けるものとする。

第3条、補正または交換。発注者は、前条により検収の結果、契約の内容の全部または一部が契約に違反し、または不当であると認めたときは、受注者に対して補正または交換を請求することができる。

第4条、納期の延長等。受注者は、天災地変その他やむを得ない理由により契約期限内に物品を納入することができない場合は、発注者に対して納期の延長を願い出ることができる。第2項、前項以外の理由により納入の見込みがないと認めたときは、発注者は契約を解除することができる。

第5条、保証。受注者は、契約物品が所定の性能を有すること及び隠れた欠陥のないことを保証し、当該物品納入後といえども、1年間は無償修理の責任を負うことを保証することとしております。

第6条は代金の支払いであり、記載のとおりでございます。

第7条、本契約の成立。この契約は仮契約であり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、松田町議会の議決を得たときに本契約となるものとする。なお、松田町議会の議決を得て本契約となった場合、別に契約書は作成せず、この契約書をもって本契約書とするの条文に従いまして、この契約を本契約とさせていただきます。

第8条、補則。この契約条項に定めのない事項については、松田町契約規則に定めるところによる。なお、それにより難しい場合は発注者、受注者協議の上、定めるものとするとしております。



この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年4月1日、発注者、受注者のそれぞれ記名押印したものでございます。

1枚おめくりください。参考資料2を御覧ください。入札につきましては3社でございました。入札額が697万円で、税込みの落札価格が766万7,000円の有限会社吉田自動車修理工場でございます。

1枚おめくりください。参考資料3になります。園児送迎用バス購入の仕様書になります。納車期日、調達台数につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。調達条件等につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
ございませんか。

6 番 井 上 1点ですね、質問をしたいと思います。参考資料の2の入札経過調書で、内容等についてはですね、理解ができますが、入札の参加者数についてです。町内業者が2者あってですね、3件目は自動車販売会社というふうな形になります。多分この参考資料の3でですね、もう車名が三菱ふそうローザというふうに規定をされている関係からですね、この3件目の自動車販売会社というのは、それからですね、各1者目、2者目におおしているということですね、当然、入札には参加をされていますが、やはり販売する側としてはですね、そんなには下げないであろうということが推測をされると考えます。そうした中でやりますと、これだけの高額な車両購入の事業についてですね、2者の指名競争入札について、町の考え方を伺いをしたいと思います。

副 町 長 この辺は選考委員会のこともございますので、私のほうから御回答させていただきます。今おっしゃいました3者というところでございますけども、まずこの執行の段階で車種が限定されているということがまた一つございました。その中でですね、選考に当たりましてですね、ポイントを、ちょっと3つのポイントを中心として選考委員会でも審議したことがございます。まず1つとし

てはですね、地元経済の活性化に寄与できるのではないかとというところがございます。それと、幼稚園のバスということで、毎日園児を送迎している関係もございまして、点検だとか車検等に迅速な対応ができる事業者さんというところが3つ目です。それと、過去のですね、納入実績というところもちょっと重点に審議をさせていただきました。

そういうことを審議した中で、まず町内業者さんという、これは地元経済の活性化に寄与で、町内業者さんの中です、ひとつ業者さんというのを選定させていただいた中でですね、やはり入札の登録業者さんというのが一つ基準になりますので、町内業者さんの中ではこの2者の方々が登録されておりました。その品目で、ただ自動車だけじゃなくて、トラック、バスというところの品目がございましたので、そういった中で町内業者さんについては2者というところがございました。

それと、やはり入札でございますので、競争のですね、低下防止というところもある程度考えなければいけないといった中でですね、先ほど私が申しましたディーラーを入れたということについてはですね、特殊な部品等、要するに多少お店の距離が遠くてもですね、点検、車検並びにですね、そういう特殊な部品の調達などに対してはですね、迅速に対応できるのではないかとといったところでディーラーを入れさせていただいています。そういった中で、競争もできて、的確な価格の判断もその中でされるのではないかとといった、この点を考えましてですね、選考委員会の中でもいろいろ議論をいただいた中で、この3者といったところを選考させていただいたというところがございます。

6 番 井 上 指名選考委員会のほうの考え方としてはですね、理解ができましたがですね、やはり実質2者による部分というのは、今現在の状況として、町内のですね、やはり自動車販売業者もですね、1者廃業等というふうな事情も理解ができる部分です。ですので、今この車両購入事業等におきましてですね、県内とか県内外の入札の結果等を見ますと、なかなか今、指名競争入札でというところが少ないのではないかなというふうに見えます。それはですね、地元経済の活性化というふうに言われましたけれども、やはりこれだけの金額の購入事業であ

りますと、やはり地元経済だけではなく、住民のですね、税金の有効的な使い道のためですね、やはり入札による対応が必要ではないかなというふうに思います。それらを踏まえてですね、ほかの町とかですね、市ではですね、一般競争入札というところはあまりないよう見受けられます。そのかわりにですね、ある一定の資格基準等を定めた制限付の一般競争入札で執行をされているところが多いというふうに思います。松田町の庁用車、これは、今回はですね、幼稚園の送迎用のバスの購入ということですが、松田町の庁用車も大分老朽化をして、今後ですね、そういった執行も見込まれるところもあります。今年度の予算執行の中でもですね、工事関係等もあります。そういった中で、指名競争入札とですね、制限付の一般競争入札についての考え方をですね、お聞かせいただきたいと思います。

副 町 長      ありがとうございます。今、井上議員おっしゃったように、通常一般競争入札が地方自治法のほうではですね、一般競争入札ですと。それにやむを得ない事情がある場合は指名競争入札で構わないというようなことでうたわれております。今回に限っては、まず、先ほど議員もおっしゃったように、3月10日に予算の議決を頂いた中でですね、どうしても日程的に一般競争入札的なところはちょっと事務的に間に合わないということで、指名競争入札ということがございました。今後につきましてはですね、やはりその辺の事務事業の準備日数というところも少し考慮に入れなければならないと思います。それとまた、ルールというところがですね、まだちょっと私どもも完全なルールができておりません。今、研究をしております。ですからその辺もですね、課題を一つ一つ解決しながらですね、何でも指名競争入札でいいのかどうなのかというところもですね、含めながら、執行の段階でその辺はですね、十分検討した中でですね、執行方法というところを考えていきたいというふうに考えます。ルールづくりに、もうちょっと時間を頂ければと思います。以上でございます。

6 番 井 上      ありがとうございます。やはり町民からのですね、税金の有効な使い方ということと併せてですね、指名競争入札から一般競争入札、または資格基準等を含めた制限付の一般競争入札への導入ということの検討を進めていただい

いるというふうに理解をさせていただきました。

なおですね、3月の一般質問の中でもですね、そのときはですね、随意契約についての取扱いということで、規則以下の基準を設けてはいかかかというふうな一般質問もさせていただきました。それらを含めまして、随意契約、一般競争入札、制限付競争入札等のやはり基準をですね、今、準備をしていただいているということですので、早急にそれらの整備を図っていただきですね、今後の事業執行等におきましてですね、事前に議会のほうにもお知らせをいただきたいというふうに考えます。以上で質問を終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第23号物品購入契約の締結について(令和4年度松田町立松田幼稚園園児送迎用バス購入)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で予定しました日程の全てが終了しました。これをもって本臨時会は閉会といたします。(9時32分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 4年 6月 7日

松田町議会議長 飯田 一

署名議員 3番 内田 晃

署名議員 4番 平野 由里子